

平成二十一年七月二日提出
質問第六三五号

参議院予算委員会において北方四島の我が国への帰属確認を段階的に行うことはしないとした
麻生太郎内閣総理大臣の発言に関する第三回質問主意書

提出者 鈴木宗男

参議院予算委員会において北方四島の我が国への帰属確認を段階的に行うことはしないとした

麻生太郎内閣総理大臣の発言に関する第三回質問主意書

本年四月十七日の毎日新聞に、谷内正太郎政府代表が毎日新聞社のインタビューを受け、北方領土問題につき、「三島と択捉一部でも」と、谷内代表として、歯舞、色丹、国後、択捉の我が国への帰属を確認し、ロシアとの平和条約を締結するという従来の政府方針と異なり、北方四島の面積を折半するという方法をもって、同問題の最終的解決を目指すべきとも取られる見解を示したと報じた記事が掲載されたことにつき、谷内氏は同年五月二十一日の参議院予算委員会（以下、「委員会」という。）に政府参考人として出席し、釈明を行っている。また麻生太郎内閣総理大臣は「委員会」において、谷内氏の釈明の後に、北方領土交渉に係る政府の方針について「段階的にやろうとしているわけではない」旨発言（以下、「総理発言」という。）をしている。右と「前回答弁書」（内閣衆質一七一年第五七四号）を踏まえ、再度質問する。

一 「総理発言」にある「段階的」とは、具体的に北方領土交渉におけるどのようなアプローチを指し、また麻生総理としてその様なアプローチはとらないと言っているのかとの問いに対し、「前回答弁書」を含む過去の答弁書では、「いずれにせよ、政府としては、我が国固有の領土である北方四島の帰属の問題を解

決してロシア連邦との間で平和条約を締結する考えであるが、北方領土問題については、我が国とロシア連邦との間で交渉を行っているところであり、お尋ねの点を含め、北方四島の帰属の問題に関する具体的な解決策について政府としてお答えすることは差し控えたい。」との答弁がなされている。政府として、

「北方四島の帰属の問題を段階的に解決するという方法」が具体的にどの様な方法を指しているのかを明らかにすることはできないのなら、そもそもそれに触れた「総理発言」自体が不用意な発言であったということになるのではないか。政府としてその詳細な内容を明らかにできない「北方四島の帰属の問題を段階的に解決するという方法」に麻生総理が「委員会」で触れたことは不用意な行動であったと認識しているか否か、政府の見解を明確に述べられたい。

二　そもそも麻生総理は「委員会」で「先ほどお答えを最初に申し上げましたように、段階的にやろうとしているわけではありません。また、北方四島の帰属の確認というものが、帰属ですよ、帰属の確認がされれば実際の返還時期、また態様等々については柔軟に対応するとの考えは、これ終始一貫しておる日本の側の態度であります。」と述べている。右は、北方四島が我が国に帰属していることについては、ロシア側に対して段階的ではなく一括して認めることを求めるが、それ以降の、北方四島が実際に我が国へ返

還される時期や態様等については、段階的な返還も含め、柔軟に対応するという、まさに一の答弁にある「北方四島の帰属の問題に関する具体的な解決策」を示していることに他ならないと考える。麻生総理が既に「北方四島の帰属の問題に関する具体的な解決策」を示しているのに、政府が「政府としてお答えすることは差し控えたい」と、ごまかしの答弁をしているのはなぜか。

右質問する。